

栃木市農業経営基盤強化促進基本構想

(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想)

平成 26 年 9 月

栃 木 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	13
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	13
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	13
第5	効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	14
1	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項	14
I	利用権設定等促進事業に関する事項	15
II	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	20
III	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	21
IV	農業協同組合及び農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	23

V	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	24
VI	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	24
VII	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	25
2	人・農地プランとの一体的な運用に関する事項	25
3	経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項	25
第6	農地利用集積円滑化事業に関する事項	25
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	25
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	26
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	26
第7	その他	30
別紙1		31
別紙2		32

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 栃木市農業の方向

本市は、栃木県南部に位置し、首都圏から約1時間でアクセスできる立地条件にあり、鉄道はJR両毛線、東武日光線及び東武宇都宮線、高速道路は東北自動車道及び北関東自動車道が走っており、道路・鉄道網が整備された交通の要衝地として都市機能が形成されている。

北部から北西部にかけての中山間地帯を除いて、関東平野に連なる比較的平坦な土地が広がり、東部に思川、中央部に巴波川・赤津川、永野川、南部に渡良瀬川が南流し、南端部には、平成24年7月に「ラムサール条約湿地」として登録された渡良瀬遊水地を有している。

このような中、本市は、内陸特有の寒暖の差はみられるものの、年間を通して比較的温暖な気候で、水源にも恵まれている環境にあり、農業は米麦を中心に施設園芸・果樹・畜産等の複合的な経営が行われている。首都圏に近い地理的優位性を最大限に活かしながら、需要の変化に迅速かつ柔軟に対応できる力強い農業を確立するため、商工業者との連携や農業者自らが加工・販売できる6次産業化など、高付加価値化を積極的に取り組み、さらに国際化にも対応できる成長産業としての基盤を構築するとともに、米麦・施設園芸・果樹・畜産などバランスのとれた生産構造を目指していくことが重要である。

特に、地域農業を支える担い手の確保・育成については、今後とも積極的に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体（以下「認定農業者」という。）を農業生産の中核として位置づけを図るとともに、高い技術力を活用した生産性の向上や需要に即応した商品づくり、販路開拓など経営の高度化に取り組む先進的な農業経営者として育成を図っていく。

さらに、地域を支える担い手等中心経営体への農地の利用集積・集約をより一層加速化させるため、平成24年度に作成した人・農地プランを活用し、土地利用型農業の体質強化を図るとともに、今後の地域農業のあり方について進むべき方向を話し合いにより検討し、地域が抱える課題（農業従事者の高齢化・後継者の不足・遊休農地の増加等）の解決に向けて、有効かつ可能な施策を積極的に導入する。

また、農業生産の基礎となる優良農地については、今後も農業振興地域整備計画に基づき適正に確保していくことを基本とし、地域の実情に即した農村地域の秩序ある土地利用に努める。

2 具体的施策の方向

本市は、農業構造の現状や今後の農業の見通しを的確に捉え、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、それら具現化に向けて各種政策・施策を講じ、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図ることとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

具体的な経営の指標については、本市及びその周辺市町において活動している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と均衡する水準の労働時間と生涯所得が確保できる農業経営目標を次のとおりとする。

主たる従事者一人当たり	
年間総労働時間	2, 000時間
年間農業所得	580万円

また、このような農業経営体が、本市における農業生産の相当部分を担うことができる農業構造の確立を図る。

これらの目標を達成するため、認定農業者の確保・育成と、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなどの集落営農組織の育成を重点的に行い、実効を上げるために次の施策を総合的に推進する。

- ① 担い手の確保及び育成のための活動強化
- ② 担い手育成のための支援措置の集中化・重点化
- ③ ゆとりある経営の推進
- ④ 農用地利用調整活動の強化
- ⑤ 農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体の体制強化
- ⑥ 農地利用集積のための支援措置の充実

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市の平成25年度の新規就農者は18名であり、近年は横ばいの状況であるが、地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。こうした中、本市農業の持続的な発展に向け、新規就農者を年間15人確保することを目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円以上）を目標とする。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援して行くことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については下都賀農業振興事務所、下野農業協同組合や上都賀農業協同組合等が重点

的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(3) 地域の実情に即した多様な人材等の位置づけ

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るため、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たり、これらを支援する農業経営基盤強化促進事業やその他の施策を総合的に実施するものとする。

また、農業協同組合、農業公社、農業委員会及び農業振興事務所等が十分なる相互の連携の下で適切な指導を行うため、栃木市担い手育成総合支援協議会（以下「担い手育成総合支援協議会」という。）が主体となり営農診断や営農改善方策の掲示等を行い、地域の農業者が主体性をもって将来の経営方向について選択判断ができるよう、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。さらに、集落単位における農業の将来展望、また将来の農業を担う中心的経営体を明確にするため、人・農地プランを基本とする徹底した話し合いを促進する。

① 効率的かつ安定的な農業経営を補完する受託組織等

農業経営の改善計画に沿った望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業の強化を目指す意欲的な農業者に対しては、農業委員会や農業公社などが、農地の出し手と受け手に係る農地情報の一元的把握のもと、適切な利用権設定等を進めるとともに、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、農地貸借がより一層進み、認定農業者など意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

生産組織については、効率的な生産単位を形成するうえで重要であり、併せて農業生産法人・集落営農組織のような組織経営体への発展母体として重要な位置づけであることから、オペレーターの育成や農作業受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成し、経営の効率化を図りつつ、体制が整ったものについては法人形態への移行を誘導する。

また、農地の一体的管理を行う主体として集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業団体又は特定農業法人の設立を進める。

② 女性等の積極的な農業経営への参画促進

農業生産の重要な役割を担う女性農業者については、家族経営協定の締結の促進や農業経営改善計画の共同申請を推進し、人・農地プランの取組みに当たっての話し合いの場等に女性農業者の参加を働きかけるなど、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、地域の実情に応じて、女性、高齢者や小規模な兼業農家等が連携協力して、集落営農組織への参加や健全な地域の発展を図る。

さらに、農村コミュニティの維持や地域資源の維持管理を図り、地域全体の発展に繋がるよう認定農業者や集落営農組織と、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家及

び土地を所有する非農家との間で、補助労働力の提供等について役割を明確にし、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者だけではなく、このように様々な農家等にも農業経営基盤強化の意義・役割について、積極的に理解と協力を求めていくこととする。

なお、これらの取り組みによっても、担い手の確保が見込めない場合は、農協等が出資した農業生産法人や地域との調和に配慮した他産業からの新規参入の導入を進める。

(4) 経営体の育成方向

本市は、米麦二毛作に大豆等を組み合わせた土地利用型の単一経営及び転作田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一経営や複合経営、さらに稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正処理と広域的利用の推進を図りつつ、肉牛肥育を中心に経済肥育により経営体質を強化し単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、さらに、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、個別経営体・組織経営体の主要なモデル的経営類型について、営農類型の基本的指標を本市の実態及び農業生産の方向に即して、次の観点から示すものとする。

- ① モデル的経営類型は、現在本市で展開している優良事例を踏まえつつ、適応地域の特色を生かした類型とした。
- ② 主たる従事者一人当たりの年間総労働時間はおおむね2,000時間とし、休日は1週間当たり1日確保することを原則とし、また、保有労働時間（補助的従事者として1～2人）を上回った場合は、雇用労働力を導入することとする。
- ③ 個別経営体の年間所得目標を、主たる従事者一人当たり580万円程度とする。
- ④ 水稻及び大豆等の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型には加えない。
- ⑤ 経営の多角化の参考として、6次産業化の主な取り組み事例を記載した。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No.1 水 稲 + 麦 + 大 豆	〈作付面積等〉 水 稲=10.0ha 麦 =8.0ha 大 豆=8.0ha 〈経営面積〉 18.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(60ps) 1台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(4条刈) 1台 ・乾燥はRC利用または、乾燥機(45石) 2台 ・大豆収穫、選別機 1台他 〈その他〉 ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする。 ・作付の団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日の導入
No.2 水 稲 + 麦 + 夏秋なす	〈作付面積等〉 水 稲=6.0ha 麦 =4.0ha 夏 秋 な す=0.4ha 〈経営面積〉 10.4ha	〈資本装備〉 ・トラクター(34ps) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥はRC利用または、乾燥機(30石) 2台 〈その他〉 ・夏秋なす、麦は水田作とする ・作付の団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日の導入 ・臨時雇用の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 式	農業従事 の態様等
No.3 ね ぎ + 水 稲	〈作付面積等〉 ね ぎ=4.0ha 水 稲=6.0ha 〈経営面積〉 10.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(34ps) 1台 ロータリー ブロードキャスター ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥はRC利用または、乾燥機 (25石) 2台 〈その他〉 ・ねぎは水田作とする ・作付の団地化	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入 ・臨時雇用 の導入
No.4 いちご	〈作付面積等〉 い ち ご=0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 5,000㎡ ・自動換気 ・カーテン装置、夜冷施 設、予冷施設整備 〈その他〉 ・出荷規格の簡素化	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入 ・臨時雇用 の導入
No.5 冬春トマト	〈作付面積等〉 冬春トマト=0.55ha 〈経営面積〉 0.55ha	〈資本装備〉 ・大型連棟ハウス 5,500㎡ 他	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入 ・臨時雇用 の導入
No.6 きゅうり	〈作付面積等〉 きゅうり=0.4ha 〈経営面積〉 0.4ha	〈資本装備〉 ・大型連棟ハウス 4,000㎡ 他	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入
No.7 に ら	〈作付面積等〉 に ら=0.7ha 〈経営面積〉 0.7ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 7,000㎡ ・にら採取機	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入 ・臨時雇用 の導入
No.8 な し	〈作付面積等〉 な し=2.5ha 〈経営面積〉 2.5ha	〈資本装備〉 ・トラクター(25ps) 1台 ・予冷庫(1.5坪) 1台 ・スピードスプレーヤー(1000L) 1台 ・ハンマーナイフモアー(幅80cm) 1台 ・多目的防災網 250a ・防霜ファン 250a	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入 ・臨時雇用 の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 式	農業従事 の態様等
No.9 ぶどう	〈作付面積等〉 ぶ ど う=1.2ha 〈経営面積〉 1.2ha	〈資本装備〉 ・トラクター(25ps) 1台 ・スピードスプレーヤー (600L) 1台 ・ハンマーナイフモアア(幅80cm) 1台 ・マザーファン 40台 ・ハウス 95a	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入 ・臨時雇用 の導入
No.10 切 花	〈作付面積等〉 切 花=0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本装備〉 ・大型連棟ハウス 5,000㎡ ・灌水施設 5,000㎡ ・冷蔵庫 ・選花機 他	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入 ・臨時雇用 の導入
No.11 鉢 物	〈作付面積等〉 鉢 物=0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha	〈資本装備〉 ・大型連棟ハウス 3,000㎡ ・暖房、灌水施設 3,000㎡ 他	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入 ・臨時雇用 の導入
No.12 酪 農	〈作付面積等〉 成 牛=50頭 育 成 牛=22頭 飼 料 作 物=12ha 〈経営面積〉 成 牛=50頭	〈資本装備〉 ・牛舎(バンククリーナー方式) 500㎡ ・トラクター(68・30PS) 各1台 ・堆肥舎 300㎡ ・尿溜 1基	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施 ・飼養管理 システム の確立	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入 ・ヘルパー の活用
No.13 肉専用種肥育	〈作付面積等〉 肉 牛=120頭 出 荷 肉 牛=68頭	〈資本装備〉 ・牛舎 800㎡ ・トラクター(28ps) 1台 ・堆肥舎 300㎡ 他	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施 ・飼養管理 システム の確立	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入 ・臨時雇用 の導入
No.14 交雑種肥育	〈作付面積等〉 肉 牛=400頭 出 荷 肉 牛=218頭	〈資本装備〉 ・牛舎 2,400㎡ ・トラクター (55ps) 1台 ・堆肥舎 1,000㎡ 他	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施 ・飼養管理 システム の確立	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入 ・臨時雇用 の導入
No.15 養 豚	〈作付面積等〉 繁 殖 豚=110頭 出 荷 肉 豚=2,400頭	〈資本装備〉 ・種豚舎 300㎡ ・妊娠豚舎 170㎡ ・子豚舎 180㎡ ・分娩豚舎 370㎡ ・肥育豚舎 800㎡	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 の導入 ・臨時雇用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	の導入 農業従事の態様等
No. 16 みずな	〈作付面積等〉 みずな=0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 5,000 m ² ・トラクター(25ps) 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日の導入 ・臨時雇用の導入
No. 17 しいたけ + 水稲	〈作付面積等〉 しいたけ=10,000本 水稲=7.0ha 〈経営面積〉 7.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(34、40ps) 各1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(4条刈) 1台 ・乾燥はRC利用または、乾燥機(30、70石) 各1台 ・ほだ場、水槽、保冷施設	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日の導入 ・臨時雇用の導入

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 18 水稲 + 麦 + 大豆 (主たる従事者3人)	〈作付面積等〉 水稲=32.0ha 麦=22.0ha 大豆=22.0ha 〈経営面積〉 54.0ha その他作業受託	〈資本装備〉 ・トラクター(60ps) 3台 ・田植機(6条植) 2台 ・コンバイン(6条刈) 1台 ・乾燥はRC利用または、乾燥機(40石) 2台 (50石) 3台 他 〈その他〉 ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする。 ・作付の団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・給料制の導入 ・休日の導入 ・従業者全員の社会保険への加入 ・臨時雇用の導入

○経営の多角化（6次産業化）の主な事例

	主な品目	製造・加工内容	取組のポイント
1	米	もち加工 ・販売	自家生産のもち米を使用して、切りもちや豆もち等に加工し、道の駅等で販売。 生産から加工・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売ができるとともに、農閑期における作業の平準化が図られる。 商品化に当たっては、餅つき機、餅切機、包装機の整備が必要。
2	米 小麦	パン製造 ・販売	自家生産の米や麦を製粉加工し、袋詰めして販売するほか、小麦粉や米粉からパンを製造し、自社店舗や道の駅等で販売する。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値を付けた販売が可能。 商品化に当たっては製粉機械や製造、発酵、加工及び包装を行う施設の設置が必要。
3	大豆	豆腐 ・みそ製造	自家生産の大豆を使用して豆腐やみそを製造し、道の駅等で販売。

		・販売	生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値を付けた販売ができるとともに、農閑期における作業の平準化が図られる。 商品化に当たっては、原料処理及び製造を行う施設の設置が必要。
4	そば	そば製造 ・販売	自家生産のそばを製粉加工し、業務用として出荷するほか、そば粉から手打ちそばを製造し、自社店舗等で提供する。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値を付けた販売が可能。商品化に当たっては、製粉機械や製造施設、飲食を行う施設の設置が必要。
5	きゅうり なす だいこん 白菜	漬物加工 ・販売	自家生産の野菜を漬物に加工し、道の駅等で販売する。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。商品化に当たっては、加工施設の設置が必要。
6	いちご ぶどう ブルーベリー	ジャム・ジュース加工 ・販売	規格外品を含む自家生産の農産物を活用した加工品を商品化。 生産者のグループ化により、加工原料を安定的に確保することも可能。 加工品を道の駅等で販売することにより、青果のない時期でもPRできる。 商品化に当たっては、洗瓶設備、充てん機、打栓機、殺菌装置等必要な設備を備えた清涼飲料水製造施設等加工施設の設置が必要。
		ドライフルーツ加工 ・販売	自家生産の果実をドライ加工し、業務用として出荷、又は道の駅等で販売する。 生産から加工・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、加工、小分け及び包装等の設備を備えた施設の設置が必要。
		観光農園	観光農園を開設し、自家生産の農産物や加工品を販売する。 自ら情報発信を行うとともに、近隣の観光施設や旅行会社等と提携し、入場者を確保する。 オーナー制度の導入や、地域と連携したイベントにより集客力を高めることも可能。 開設に当たっては、観光施設として必要な施設の設置が必要。
	生乳	チーズ・アイスクリーム等乳製品 製造・販売	自家生産の生乳を使用して、チーズやアイスクリーム等を製造し、自社店舗や道の駅等で販売。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、搾乳した生乳を直接使用する場合には、殺菌設備を伴う乳製品製造施設の設置が必要。
8	豚肉 牛肉 鶏肉	ハム・ソーセージ等食肉加工 ・販売	自家生産の豚、牛及び鶏の肉をハムやソーセージ等に加工し、自社店舗や道の駅等で販売する。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、加工方法に合せた食肉製品加工施設の設置が必要。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標の達成を可能とする農業経営の指標として、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No.1 水 稲 + 麦 + 大 豆	〈作付面積等〉 水 稲=3.0ha 麦 =2.0ha 大 豆=2.0ha 〈経営面積〉 5.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(35ps) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥は RC 利用または、乾燥機(25石) 各2台 ・大豆収穫、選別機 1/3台 〈その他〉 ・麦、大豆の二毛作とする。 ・作付の団地化等	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No.2 いちご	〈作付面積等〉 い ち ご=0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・パイプハウス 1,500㎡ ・自動換気、カーテン装置、夜冷施設、予冷施設整備 ・畝上機 1台 〈その他〉 ・出荷規格の簡素化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No.3 夏秋なす	〈作付面積等〉 な す=0.25ha 〈経営面積〉 0.25ha	〈資本装備〉 ・トラクター(25ps) 1台 ・支柱用パイプ	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No.4 冬春トマト	〈作付面積等〉 冬春トマト=0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・連棟ハウス 1,500㎡ ・灌水施設 1,500㎡ ・暖房機一式	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No.5 冬春きゅうり	〈作付面積等〉 きゅうり=0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・連棟ハウス 1,500㎡ ・灌水施設 1,500㎡ ・暖房機一式	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No.6 に ら	〈作付面積等〉 に ら=0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 ・パイプハウス 2,000㎡ ・にら袴取機 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 式	農業従事 の態様等
No. 7 ね ぎ	〈作付面積等〉 ね ぎ=0.5ha 秋 冬 ね ぎ=0.3ha 夏 ね ぎ=0.2ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本装備〉 ・トラクター(25ps) 1台 ・管理機 1台 ・なぎ剥ぎ機 1台	・複式簿記の 活用 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担の明 確化 ・臨時雇用の導 入
No.8 な し	〈作付面積等〉 な し=1.0ha 〈経営面積〉 1.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(25ps) 1台 ・予冷庫(0.5坪) 1台 ・スピードスプレーヤー(500L) 1台 ・ハンマーナイフモアー 1台 ・多目的防災網 100a ・防霜ファン 100a	・複式簿記の 活用 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担の明 確化 ・臨時雇用の導 入
No.9 ぶ どう	〈作付面積等〉 ぶ どう=0.4ha 〈経営面積〉 0.4ha	〈資本装備〉 ・トラクター(25ps) 1台 ・予冷庫(0.5坪) 1台 ・スピードスプレーヤー(500L) 1台 ・ハンマーナイフモアー 1台 ・マザーファン 12台 ・ハウス 30a	・複式簿記の 活用 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担の明 確化 ・臨時雇用の導 入
No.1 0 切 花	〈作付面積等〉 切 花=0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・連棟ハウス 1,500㎡ ・灌水施設、暖房機 1,500㎡	・複式簿記の 活用 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担の明 確化 ・臨時雇用の導 入
No.1 1 鉢 物	〈作付面積等〉 鉢 物=0.1ha 〈経営面積〉 0.1ha	〈資本装備〉 ・連棟ハウス 1,000㎡ ・灌水施設、暖房機	・複式簿記の 活用 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担の明 確化 ・臨時雇用の導 入
No.1 2 酪 農	〈作付面積等〉 成 牛=20頭 育 成 牛=8頭 飼 料 作 物=6ha 〈経営規模〉 20頭	〈資本装備〉 ・牛舎(バンクリーナー方式) 200㎡ ・トラクター(68ps) 1/4台 ・トラクター(30ps) 1台 ・堆肥舎 120㎡ ・尿溜 1基	・複式簿記の 活用 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担の明 確化 ・臨時雇用の導 入
No.1 3 肉専用種肥 育	〈作付面積等〉 成 牛=50頭 出 荷 肉 牛=27頭	〈資本装備〉 ・牛舎 350㎡ ・トラクター(28ps) 1台 ・堆肥舎 125㎡	・複式簿記の 活用 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担の明 確化 ・臨時雇用の導 入
No.1 4 交雑種肥育	〈作付面積等〉 肉 牛=180頭 出 荷 肉 牛=98頭	〈資本装備〉 ・牛舎 1,080㎡ ・トラクター(28ps) 1台 ・堆肥舎 450㎡	・複式簿記の 活用 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担の明 確化 ・臨時雇用の導 入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 式	農業従事 の態様等
No. 1 5 みずな	〈作付面積等〉 みずな=0.2haa 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 2,000㎡ ・トラクター(25ps) 1台	・複式簿記の 活用 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担の明 確化 ・臨時雇用の導 入
No. 1 6 しいたけ + 水 稲	〈作付面積等〉 しいたけ=3,000本 水 稲=3.0ha 〈経営面積〉 3.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(34ps) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(4条刈) 1台 ・乾燥はRC利用または、乾燥機 (30石) 1台 ・ほだ場、水槽、保冷施設	・複式簿記の 活用 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担の明 確化 ・臨時雇用の導 入

(注) 1 戸別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人としている。

2 営農類型は、類似のものへの適用を前提として、市内で現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう設けた。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 式	農業従事 の態様等
No. 1 7 水 稲 + 麦 + 大 豆	〈作付面積等〉 水 稲=10.0ha 麦 = 5.0ha 大 豆= 5.0ha 〈経営面積〉 15.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(50ps) 3台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(4条刈) 1台 ・乾燥はRC利用または、乾燥機 (40石) 2台 ・大豆収穫、選別機 1/3台 〈その他〉 ・麦、大豆の二毛作とする。 ・作付の団地化	・経営体の体 質強化のため の自己資本 の充実 ・青色申告の 実施 ・PCを活用し た経営管理	・主たる農業従 事者3名 ・施設機械の効 率的利用や農 繁期における 臨時雇用者の 確保による作 業管理の効率 化及び過重労 働の防止 ・従事者全員の 社会保険への 加入

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せ農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)である。

2 組織経営体においては、農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に達することを基本としている。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、これらの経営に対する農用地の利用集積に関する目標を、当面、次のとおりとする。

なお、農用地の利用集積にあたっては、より効率的な農業経営を可能とするため、農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営が担う経営農地の面的集積の割合が高まるよう努めるものとする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地に占める面積のシェアの目標
おおむね60%

(注) シェアの目標には、基幹的農作業（水稻については、耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地ビジョン

今後は、さらに農業従事者の高齢化が進み、担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手の育成強化を図るとともに、認定農業者等への農地の利用集積をより推進するため、農業経営基盤強化促進事業の積極的な取組みと併せ、人・農地プランについての継続的な話合いと見直しを進め、農地集積や新規就農・経営継承、地域の中心となる経営体の育成を促し、これら経営体が安定的に経営発展できるよう、将来の農地ビジョンを構築することが重要である。

(3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地情報の共有化を目指し、県、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体等が連携し、地域担い手の農地集積が効率的かつ安定的に図れるよう施策・事業等の推進を行う。

(参考) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体数の目標

経営形態	営農類型	育成経営体数の目標
個別経営体	水稲+麦+大豆	1 1 5
	水稲+麦+夏秋なす	2 5
	ねぎ+水稲	1 0
	いちご	1 5 0
	冬春トマト	6 5
	きゅうり	2 0
	にら	6 5
	なし	1 0
	ぶどう	3 5
	切花	1 0
	鉢物	1 0
	酪農	2 0
	肉専用種肥育	3 0
	交雑種肥育	1 0
	養豚	1 0
	みずな	5
	しいたけ+水稲	1 0
組織経営体	水稲+麦+大豆	1 0

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

本市は、栃木県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行など地域の特性を十分踏まえ、今後10年間に、より一層の農地流動化と農作業受委託等を一体的に推進するため、積極的に各種施策に取り組み、市担い手育成総合支援協議会や関係機関・団体との連携のもと、次の事業を活用し、農業経営基盤の強化促進を図る。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

I 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用しての耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等、特別な事情がある場合を除き、農地移転適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行

う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1項に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定するものである場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げるものを除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農業生産法人による利用権の設定等を行うため農業生産法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農業生産法人の経営の育成を資するようにするものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の依存期間（又は残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業

実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式のより農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残続期間）、借賃及びその支払い方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所

有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用しないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号、以下「規則」という。）第１６条の２各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

（ア）農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

（オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①の規定する者の農業経営の状況

（８）同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②の規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに該当土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を市掲示板への掲示により公告する。

（１０）公告の効果

市が、（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところにより利用権が設定（もしくは移転）又は、所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定

に係る土地を効果的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市掲示板への掲示により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

II 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手育成総合支援協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供

及び事業の協力を行うものとする。

Ⅲ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を帰さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作業の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該

申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めることに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

IV 農業協同組合及び農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合及び農業公社、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせ

んの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定の移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合及び農業公社による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合及び農業公社は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

V 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体等の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

VI 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の2(2)に掲げる目標を計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

下都賀農業振興事務所、下野農業協同組合や上都賀農業協同組合などと連携しながら、就農相談会の開催、市内での就農に向けた情報の提供や市内農業法人や先進農家等と連携して研修の受入れを行う。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つになるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくるなど、各段階の取組を実施する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

青少年クラブ協議会や農業者懇談会等の生産者団体との交流の機会を設け、支援体制を整備する。

また、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導する。

Ⅶ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、ⅠからⅥに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業公社、農業振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとするとともに、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

2 人・農地プランとの一体的な運用に関する事項

人・農地プランに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）は、地域農業の担い手として認知されていることから、中心経営体から経営改善計画の認定申請があった際には、認定されるよう配慮するとともに、認定農業者が中心経営体となるよう指導・助言・情報提供等を行うものとする。

3 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、農業経営指標を活用した自己チェックを推進し、経営改善計画の最終年における目標達成に向けて、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行うものとする。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本市においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくるのが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は、市全域とする。

ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

② 市を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況及び農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む。）

イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、栃木県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、承認を得るものとする。
- ② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - (エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適切かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、栃木県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又

は開発して当該農業用施設の用に供されることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

- ③ 市は農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 市は①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市掲示板への掲示により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ①、③及び④の規定は農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認に準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 市は、農用地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を市掲示板への掲示により公告する。

(4) 市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により、農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市掲示板へ

の掲示により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

① 本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う栃木県農業振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって栃木県農業振興公社が行う事業の実施の促進を図る。

② 市、農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供、事業の協力を行うものとする。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の5の(1)の別紙7の第3の4の参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者

に再委託しても差し支えない。

(8) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の実地耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業振興事務所、栃木県農業大学校、栃木県農業会議、農業協同組合地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業振興事務所等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者や経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成26年 2月 6日から施行する。
2. この基本構想は、平成26年 9月30日から改正する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用する利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間又は残存期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないとして認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものとして定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のものとして定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことによりその場合は、賃貸人の住所に持参して払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のものとして定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受けるものが当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき栃木市が認定した額をその費やした金額または増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る）の策定又は移転を受ける場合

①存続期間又は残存期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決算方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当っては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算出する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>